

老齢給付金（年金）受給者または繰下者の一時金への変更

老齢給付金（年金）を受給している方または老齢給付金（年金）・脱退一時金の繰下げをしている方で、一時金での受取りに変更される場合は、請求書をお送りいたしますので、当基金宛にご連絡ください。

1. 老齢給付金（年金）受給者の一時金への変更

老齢給付金（年金）の支払を受けてから、5年を経過した日以後支払期間が終了するまでの間、一時金に変更することができます。

※特別な事情（災害、債務の弁済、長期間の入院など）がある場合は、5年を経過する前であっても、一時金に変更することができます。

2. 老齢給付金（年金）・脱退一時金繰下者の一時金への変更

繰下げを申出されたときの一時金に1.5%の利息を付与した一時金をお支払いたします。

3. 解散した全国卸商業団地厚生年金基金の加算年金を引き継いだ年金受給者および年金受給待期者の一時金への変更

年金受給者の方は、20年の有期年金ですので、残存期間について、一時金をお支払いたします。

年金受給待期者の方は、退職されたときの一時金に1.5%の利息を付与した一時金をお支払いたします。

<ご請求されるときに必要な書類>

- ① 脱退一時金裁定請求書
- ② 退職所得の受給に関する申告書
- ③ 生年月日に関する市長村長の証明書（住民票、戸籍抄本など）
- ④ 退職所得の源泉徴収票（写し）

※退職したときに会社などから退職手当金を受けている場合

- ①・②は、基金からお送りする書類です。

【ご連絡先】 TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9：00～17：00）